

令和3年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月17日(採決)

令和3年 第3回 定例会 会議録

日時 令和3年9月17日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月10日に行いました一般質問において質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」〔令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

〔令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について、専決処分がなされたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の内容は、令和3年8月11日からの大雨で発生した災害の復旧のため、一般会計予算を5,640万9,000円追加補正するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億4,141万1,000円とするものであります。

地方債補正では、災害復旧事業債において、起債の限度額2,480万円を追加されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第50号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第50号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、実施区域で変更となる町名等について改正を行うものであります。

この条例については、令和3年11月6日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第51号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことにより、情報提供と記録の訂正の実施に関する通知先を変更するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第52号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第52号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地

所在地 篠栗町彩り台346番14

面積 5,459.64平方メートル

売却額 2億6,097万792円

売却の相手方 福岡市東区箱崎2丁目47番8号

松原食品株式会社

代表取締役 奈良原 一

に売却するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

なお、委員会の審査の中で「売買契約書に暴力団排除条例の記載がないがよいのか」との質問がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

反対討論からですね。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

私、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本案の財産処分に関する議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を、松原食品株式会社に売却するための契約の承認を求められたものでございます。

しかし、この契約は、この先10年間は効力を発揮するものであるにも関わらず、反社会勢力に関する条文が欠如しております。

そのことを指摘したところ、別途に、暴力団事務所として使用しない旨の誓約書を取り交わしているとの説明を受け、所管の委員会では賛成しておりましたが、後日、専門家の意見を伺うと、この誓約書内容では不十分であり、しかも、誓約書の相手が篠栗町ではなく、1民間企業に対しての誓約書である、と指摘されました。

したがって、この契約を適正な内容に修正されることを求め、この議案に反対いたします。

なお、産業団地開発において、土地の処分を行った件数は、今回を含め6件ございますが、残りの5件についても、今回同様、反社会勢力に関する条文が欠如していたことを申し上げ、反対討論を終えたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございますか。

松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

議案第52号「財産の処分について」

本件については、契約書特約に暴力団排除条例の記載がないとのことであるが、本来、暴力団排除条例は、福岡県の条例であり、記載がなくても有効である。

また、本件は、契約の重要事項説明時、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6章、第19条「不動産の譲渡等をしようとする者等の責務」並びに第20条「不動産の譲渡等の代理する者の責務」の説明が、仲介業者よりなされている。

そのときの誓約書にも、買主である松原食品株式会社の社印もあり、また、仲介業者であるシービーアールイー株式会社の確認印もある。

不動産取引上何ら問題のない売買契約書であるため、本案に賛成いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号「令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第53号「令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額151億9,092万937円、歳出総額145億5,891万1,362円、歳入歳出差引額6億3,200万9,575円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、繰越明許費繰越額86万6,000円、実質収支額6億3,114万3,575円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり、認定されました。



日程第6、議案第54号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第54号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額27億5,702万1,070円、歳出総額27億7,409万2,552円、歳入歳出差引額マイナス1,707万1,482円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス1,707万1,482円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7、議案第55号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 5 5 号「令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 4 億 1, 9 4 6 万 3, 6 1 4 円、歳出総額 4 億 1, 7 8 6 万 2, 6 0 1 円、歳入歳出差引額 1 6 0 万 1, 0 1 3 円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は 1 6 0 万 1, 0 1 3 円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 5 号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 8、議案第 5 6 号「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 5 6 号「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 2 7 億 2, 1 5 5 万 8, 8 5 8 円、歳出総額 2 7 億 1, 2 8 4 万 6, 2 9 5 円、歳入歳出差引額 8 7 1 万 2, 5 6 3 円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 6 号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 9、議案第 5 7 号「令和 2 年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 5 7 号「令和 2 年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 2 年度篠栗町水道

事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和2年度篠栗町水道事業会計決算について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額5億7,869万9,135円、収益的支出額5億1,076万4,182円、資本的収入額1億7,070万円、資本的支出額3億812万8,815円であります。

全員出席の決算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第10、議案第58号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第58号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計

決算書について監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額 9 億 8,638 万 2,077 円、収益的支出額 9 億 7,427 万 6,228 円、資本的収入額 4 億 7,787 万 3,600 円、資本的支出額 6 億 5,662 万 3,300 円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 11、議案第 59 号「令和 3 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 59 号「令和 3 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 3 億 9,253 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 110 億 3,394 万 3,000 円とするものであります。

主な歳出では、

総務費において 1,628 万 8,000 円の増。

民生費において 564 万 5,000 円の減。

衛生費において5,891万8,000円の増。

農林水産業費において1,297万7,000円の増。

商工費において250万円の減。

土木費において1,814万4,000円の増。

教育費において617万6,000円の増を補正するものです。

主な歳入では、

地方特例交付金394万7,000円の増。

地方交付税1億2,217万7,000円の減。

国庫支出金4,016万3,000円の増。

県支出金1,419万4,000円の増。

繰入金1億円の減。

繰越金4億8,114万3,000円の増。

諸収入3,500万円の増。

町債3,757万7,000円の増を補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて、審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、反対討論。

○議員（藤木 高裕） 議席番号2番、藤木高裕です。

議案第59号「篠栗町一般会計補正予算」に反対討論を行います。

横山議員の一般質問の中で町長は、「旧上津江の答弁は補正予算特別委員会で行う」と議場で言われ、そして横山議員は、一般質問の通告書をしっかり出していたにもかかわらず、事前審査にも当たるから、と質問を一度引きました。

しかし、そうして行われた補正予算特別委員会、そこでは、町長は、横山議員の一般質問の質疑に答えることもそこそこに委員長に判断を委ねて、話を打ち切られ

た。議事録にもそれはしっかりと残っております。このような強引なやり方が行われてよいのでしょうか。

民主主義の役割は、議論を深めることにあります。

時に立ちどまり、一步引いていく、最終的には、過半数で決定していくかもしれませんが、深く議論することこそが、最も大切であると考えております。

その議員の権利をないがしろにする、このようなやり方は到底認められません。

よって、私は今回の補正予算に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論はございませんか。

はい、1番、岩下議員。

○議員（岩下 勝正） 議席番号1番、岩下でございます。

よろしくお願いいたします。

私は、議案第59号「令和3年度一般会計補正予算（第5号）」について、賛成意見を申し上げます。

私は、新人議員として、昨年12月以来、4回の定例会をはじめ、数回の臨時会に挑みました。この間、議会における議案審議のやり方は、このように進めるのだと、そういうふうに、自分なりに理解して、勉強もしてまいりました。そのことを踏まえて、申し添えます。

ただいまは、予算委員会で執行部の答弁や委員会の進め方についての不満から、本議案に反対する趣旨のご発言がございました。

そうしたご意見は、委員会の進行方法を、議会運営委員会において改善提案をするなど、議員間においての、今後の進め方について議論し、必要であれば執行部に改善を要望するなど行っていけばよいのではないかと考えます。

予算特別委員会の進め方がおかしいから反対だと、そういうのは、各課から提案された令和3年度後半に向けた事業の裏づけとして、補正予算の審議の本質からかけ離れた審議の手法についてのご意見であり、補正予算のどの点に疑問がある、どの点が反対だと全く明確になっておりません。

私は、本補正予算は、令和3年度当初予算を補充し、本定例会以降の執行部において行おうとしている事業を、しっかりと進めるための重要な財源を手当てするものであると理解しております。

執行部が、今後、町民の皆さんのために、引き続き頑張っていただくための重要な補正予算であることから、議案第59号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）」に賛成意見として述べさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はございますか。

はい、どうぞ、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番、横山でございます。

私は本議案に反対いたしますので、今からその理由を申し上げます。

本案の「令和3年度一般会計補正予算」には、林業総務費の中に、旧上津江村の町有林の土地等の鑑定委託料110万5,000円が計上されておりますが、執行部の今までの説明を聞く限りでは、この町有林を早急に売却する方向で検討されているようですので、そのための鑑定委託料だと思わざるを得ません。

ただ、何の目的で売却するのかの明快な説明がなく、一般質問でも、このことに関する質問を行いました。が、予算委員会で詳細な説明を行うとのことだったため期待しておりました。

しかし残念なことに、売却の目的に関する明確な説明はございませんでした。

委員長から説明の催促があると期待しておりましたが、逆に質問をとめられた次第でございます。

私なりに考え、毎年の維持管理費用が負担になっているのだろうか、と思っておりましたが、担当課から提出された資料を見ると、過去10年間でこの山林の維持管理に要した費用は、補助金や間伐材の売却益を除けば、年に約13万5,000円で、町の財政を圧迫する数字ではございませんでした。

しかも直近の4年間では、年14万9,000円の利益を計上していることから、このことが理由ではないと判断しております。

また、少ない説明の中で「災害時に遠くにある山林であるから対応しづらい」との発言がございましたが、そもそも災害は、基本的に所管する自治体が対応するものではないかと思えますし、山林購入から20年経過しておりますが、その間、災害で我が町が大変な目に遭ったことがあるのか、もしその事実があるのなら、そのことを詳細に説明する必要が執行部にあったのではないかと考えます。

さらに、町長が「買取り先が見つかったから売却したい」との趣旨の発言にも危うさを感じざるを得ません。

いずれにしても、鑑定料については、その背景にある鑑定の必要性に関する詳細な説明がない以上、この補正予算案については反対せざるを得ないことを申し上げ討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、賛成討論はございますか。

ないですね。



ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 賛成多数と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第60号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第60号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ320万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,569万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金320万5,000円を増額し、歳入では、後期高齢者医療保険料滞納繰越分160万5,000円、前年度繰越金160万円を増額補正するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第61号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第61号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,188万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,582万3,000円とするものであります。

歳出では、総務費において1,118万円を補正するものです。

歳入では、国庫支出金1,118万円を補正するものであります。

全員賛成の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

- 議会事務局長（佐伯 和久） 選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」

地方自治法第118条並びに組合同規約第5条及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名の選挙を求める。

令和3年9月17日提出、篠栗町議会議長 阿部寛治

（提案理由）

令和3年10月24日をもって、任期満了となるため。

以上です。

- 議長（阿部 寛治） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名推選については、申合せにより、議長が指名いたします。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に三浦 正氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました。

三浦 正氏を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました三浦 正氏が糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定いたしました。

それでは、会議規則第33条第2項の規定により、当選の報告をいたします。

ただいま当選されました、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の指名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 三浦 正

住所 糟屋郡篠栗町中央四丁目10番24号

生年月日 昭和29年8月21日

以上でございます。

日程第14、意見書案1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配布しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けします。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りします。

本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

それでは、ここでご報告させていただきます。

長期に亘り、議会議員として地方自治の振興発展に寄与した功績により、糟屋地区議長協議会から松田國守議員、そして私、阿部寛治と村瀬敬太郎議員、今長谷武和議員4名に表彰状及び記念品が贈られております。

この場を借りまして、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

松田議員、村瀬議員、今長谷議員、前のほうにどうぞ。

表彰状、篠栗町、松田國守殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績を残されました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

○副議長（村瀬 敬太郎） 表彰状、篠栗町、阿部寛治殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績をのこされました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

○議長（阿部 寛治） 表彰状、篠栗町、村瀬敬太郎殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績をのこされました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

表彰状、篠栗町、今長谷武和殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績をのこされました。仍って之を表彰します。

令和3年8月2日、糟屋地区議長協議会

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

○町長（三浦 正） 令和3年第3回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町教育委員会教育長の任命について」の人事案件1件、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」をはじめ条例案2件、「財産の処分について」1件、令和2年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認を含め令和3年度補正予算3件、追加議案の「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」の、上程いたしました14議案について、すべて可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

さて、令和3年第2回定例会において可決いただきました「篠栗町「町民の命を

守るささぐりづくり」条例の制定について」でございますが、6月18日の採決日の閉会挨拶において私は、「今日、これからが新たな篠栗町として踏み出す第一歩です。条例に謳われたそれぞれの役割と責務を日常の中でしっかりと果たしてまいりましょう。住民一人ひとりが、あと一步を踏み出して、周りのみんなと繋がりを持ち、会話を重ねて関係性を深め、必ずや地域に誇れる篠栗町の姿になるよう町民全体で努力してまいりましょう。今後とも議会の皆様におかれましては、こうした思いの実現に向けて、ともに進んでいただきますようお願い申し上げます。」と結びました。

第2回定例会閉会后、7月に条例のリーフレットを全戸配布し、その後開催されました諸会議においては、啓発に努めるとともに、各課におきまして具体的な行動を進めているところでございます。

そうしたなか、今回定例会における一般質問において、荒牧議員から「町民の命を守るささぐりづくりの実現を」というテーマでご質問をいただきました。

ただいま申し上げましたように、令和3年第2回定例会で最重要議案と位置付けていただき、特別委員会を設置され、ご審議の上可決いただいた「篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例について」その後の進捗状況についてのご質問でございました。

答弁については、今後の議会広報や一般質問の録画配信をごらんいただくとして、議員とのやり取りの中で、私は大変重要な課題を再確認いたしました。それは、議会広報第208号に掲載されておりましたように、「議会としては町のチェック機関として内容に関する報告を求めたい」と結んであったということでございます。このことを踏まえたうえでのご質問であったわけでございますから、今後は、定例会の開会に合わせて、その時点での本条例にかかる執行部としての取り組み状況、住民、各種団体等での活動の進捗状況など、全員協議会等で丁寧にご報告してまいることをお約束いたします。どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問では、本質問をはじめ6人の議員の皆様がそれぞれ大変重要な課題についてご質問いただきました。「待機児童問題」や「女性消防隊の活動について」「電子図書の導入について」など、将来に向けた時宜を得たテーマであったと思います。そうしたなか「旧上津江村の町有林について」のご質問が2件ございました。

本定例会に上程しておりました議案第59号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）」のなかで、産業観光課から6款2項1目林業総務費を増額補正し、

旧上津江村町有林の売却の可能性を探るために、土地、立木の鑑定調査委託料 110万5,000円を計上しておりますこと。この件は、前回定例会の際に準備に入ることをご報告もしておりましたことから、にわかに関心が高まったものと理解しております。

一般質問の場では、まだ確定してないことに対し、他の議員の皆様、町民の皆様には先入観を与えることがあっては好ましくないとの判断から、通告書記載の質問以外の再質問については、答弁を控えた点もございましたことをご許してください。

今後議会と慎重に議論を重ねて、しかるべき方向性を見つけないとと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

本定例会の開会日に、2050年に温室効果ガス、二酸化炭素の実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティの表明」をいたしました。併せて、本定例会の「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）」において、「地域再エネ導入戦略策定支援事業」の計画策定業務に関する補正予算のご承認をいただきました。今後は、議会に逐次ご報告しながら、篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを推進してまいります。

本日は、これから台風14号が北部九州を直撃する予報でございます。大雨にならないよう願うところでございますが、今後、気象庁と緊密に連絡を取り合い、危険が迫るような場合には、町民の皆様や早めの周知を徹底したいと考えております。

また、本定例会中に度々報告しておりますが、町内小・中学校、幼稚園において、新型コロナウイルス感染報告を受け、一部学級閉鎖を行っている学校・学年もございます。今後も感染拡大を未然に防ぐべく、粕屋保健福祉事務所と連携をとって対応するとともに、ワクチン接種をしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、ただいまは、糟屋地区議長会協議会から4人の議員の皆様方に表彰状が授与されました。これまでの議員としてのご功績に深く敬意を表しますとともに、今後とも、篠栗町の発展のためにご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、今後とも町職員一丸となって、篠栗町の諸課題の解決に向けて努力してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導、ご協力賜りますことをお願いいたしまして、篠栗町議会令和3年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分